

岩手県選挙管理委員会告示第 115 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号（これを準用し、又はこの例によることとされている場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成 19 年 9 月 7 日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘

種 別	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	医療法人杏林会イーハトーブ病院	花巻市湯口字志戸平 14 番地 1	平成 19 年 7 月 13 日
	社団医療法人啓愛会孝仁病院	盛岡市中太田泉田 28 番地	平成 19 年 7 月 19 日